

鳥取県内で福祉事業を行う団体・グループの活動資金を 赤い羽根共同募金がサポートします

R5.3月改定

鳥取県共同募金会助成金申請ガイド

「福祉作業所で働く人たちのため空調機器等、環境を整備したいが資金が不足している。」
「親なき後の障がいをもつ子どものための後見制度等を、共に勉強する講演会を開催したい。」
「子ども食堂の冷蔵庫が壊れて食品保存に困っている。」

「コロナ禍の中、研修がオンラインに移行したが、対応できるパソコンがない。」

など、さまざまな福祉課題の解決に取り組む活動を支援するため赤い羽根共同募金は法令等に基づき資金をサポート（助成）しています。

【赤い羽根共同募金とは】



毎年10月1日から3月31日までの6か月間、全国で一斉に実施される募金運動により寄せられる地域福祉のための募金です。各家庭や町内会単位、職場ごとや学校、店頭の募金箱や街頭募金など様々な場面で広く県民の皆様から寄付していただき、事業所・企業からも寄付をいただいています。県内で集まった寄付金は、県内で活動している団体に助成され、鳥取県の地域福祉の向上に大きく寄与しています。

【助成対象団体】

- ① 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること
 - ② その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと
 - ③ 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること
 - ④ 活動計画、予算、決算等が整備されていること
 - ⑤ 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること
- 上記の項目に合致した、社会福祉を目的とする団体

【助成対象事業】

社会福祉法・更生保護法に基づいて行う事業および、その他社会福祉を目的とする事業（保健・医療・教育・まちづくり・環境などで社会福祉に関する活動を含む。）※行政等の補助・委託事業は対象外

【助成決定までの流れ】

共同募金助成にはさまざまなプログラムがあり、それぞれ特徴がありますが、まずは基本的な申請から決定までの流れを説明します。

募集 鳥取県共同募金会（以下「本会」という。）ホームページ等で、助成希望団体の募集を開始する。

申請 助成を希望する団体（以下「団体」という。）は申請様式を入手、また必要な資料を取り寄せ、申請書類一式を本会へ提出する。

書類審査 申請を受け本会は書類審査や聞き取り調査を行う。また、必要に応じ配分委員会委員（※）による現地調査を実施する場合がある

審議 本会は配分委員会を開催し、助成の可否を審議する。

内定通知 本会は団体に助成内定（または否決を）通知し、助成内定団体は、事業開始する。

送金 団体は助成金請求を行い、本会は団体が指定した金融機関へ助成金を振り込む。

事業報告 事業終了後、速やかに「事業報告書」「収支決算書」「ありがとうメッセージ」等を本会へ提出する。

※ 配分委員会：共同募金寄付金を公正に配分（助成）することを目的とし、委員は寄付者の代表、社会福祉事業代表者、学識経験者、報道関係者、本会役員等の県民の代表者により構成される。

【プログラム紹介】 ※各プログラムにはそれぞれ助成基準が定められています。申請前に必ずご確認ください。

1 本会が直接助成するもの（鳥取県内の広域にわたって実施されるもの）

県域民間福祉団体助成事業	
助成対象事業	県域団体を対象とし、公的補助金その他の助成金等によって賄われる事業と区別して、広域的で公益性の高い福祉事業。※継続助成は原則3年
助成対象団体	社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、社会福祉を目的に活動する団体
助成額 助成割合	助成額：上限30万円（助成率：総事業費の3/4） 例）総事業費40万円であれば、30万円までの助成が可能 例）総事業費10万円であれば、7万円までの助成が可能 注）万円単位
募集期間	4月下旬から5月末日まで
審査結果通知	（内定通知）7月頃（決定通知）次年度4月
助成事業実施期間	次年度中
留意事項	助成対象外経費）交流会等の飲食費用、人件費、第3者に対する委託、助成費

民間社会福祉施設助成 A 事業	
助成対象事業	複数の市町村に事業所を有する団体が、施設機能の充実強化や利用者の処遇の向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業
助成対象団体	社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、社会福祉を目的に活動する団体
助成額 助成割合	助成額：10万円以上、上限50万円（助成率：総事業費の3/4）
募集期間	4月下旬から5月末日まで
審査結果通知	（内定通知）7月頃（決定通知）次年度4月
助成事業実施期間	次年度中
留意事項	助成対象外経費）土地・建物の購入費、借金の返済、消耗品等の事務的経費

つかいみちを選べる募金（テーマ型募金）	
※特定の福祉課題に取り組むため、必要性（テーマ）を広く寄付者にアピールし使い道を選択できる募金の協力を呼び掛ける。	
助成対象事業	公的な制度では解決できない様々な福祉に係る社会問題、地域課題の解決に取り組む事業・活動。 （対象外事業）親睦を目的とした交流事業・特定の個人的活動・二次助成を目的とした事業
助成対象団体	福祉活動を行う民間の非営利団体
助成額	助成申請額：20万円以上 事務手数料：10%（控除） 加算助成金：100万円まで 20% 100万円超 10%
募集期間	8月下旬から9月末日まで
審査結果通知	（内定通知）10月下旬（決定通知）次年度4月（募金期間）1月～3月31日

助成事業実施期間	次年度中
留意事項	助成対象外経費) 組織運営に関する管理経費、人件費、飲食経費

NHK 歳末たすけあい助成	
助成対象事業	県内の社会福祉施設等利用者が心豊かで充実した生活を送るための事業
助成対象団体	社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、社会福祉を目的に活動する団体 ※介護保険事業所、保育所は対象外
助成額 助成割合	【文化・交流事業等に対する助成】 助成額：上限 20 万円（助成率：総事業費の 4/5 以内） 【福祉団体や施設等の利用者の安心・安全のため緊急に実施しなければならない事業】 助成額：上限 50 万円（助成率：総事業費の 4/5 以内） 【自然災害に係る修繕等助成】 助成額：上限 50 万円（助成率：総事業費の 4/5 以内）
募集期間	8月下旬から9月末日まで
審査結果通知	10月下旬
助成事業実施期間	当年度中
留意事項	助成対象外経費) 組織運営に関する管理経費、人件費、飲食経費 助成式) 助成団体は 12 月末に開催する助成式へ出席していただきます。

2 市町村共同募金委員会が助成するもの（各市町村内で実施されるもの）

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的として活動する福祉団体やNPO・ボランティア団体等を応援します。

民間社会福祉施設助成B（1 市町村のみに事業所を有する団体）	
助成対象要件	自己努力してもなお事業実施のための財源確保が困難であること
助成対象事業	施設機能の充実強化や利用者の処遇向上を図るための整備事業
助成額 助成割合	上限：50 万円（対象経費の 3/4 以内）
募集期間	所在する地域の市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）へお問い合わせください。
審査結果通知	
助成事業実施期間	

NPO・ボランティア団体福祉活動助成	
助成対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ●特定の個人、団体、機関等に左右されない組織及び事業の運営がなされていること。 ●代表者の氏名及び事務局の所在地が明確であること。 ●規約及び構成員名簿を整備していること。 ●適正な経理事務が行われていること。 ●助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。
助成対象事業	●対象者に対する直接的なサービス・支援を行う事業

	●事業の実施に直接必要な器材の購入整備 等
助成額 助成割合	上限：30万円（対象経費の3/4以内）
助成対象経費	当該事業に直接必要とする経費を助成の対象とする。 ただし、次の経費は対象としない。 ●交流会等の飲食経費、人件費、その他この助成の趣旨にそぐわないと認める経費。 ●介護保険法上又は障害者自立支援法上の各サービス実施のための経費。 ●領収書をとることができない経費及び他の事業と共用の経費であり、領収書を分けることができない経費。
募集期間	所在する地域の市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）へお問い合わせください。
審査結果通知	
助成事業実施期間	

※ 各市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）により実施しないプログラムがあります。該当の委員会へお問い合わせください。

4 【災害救助法適用の災害発生時】被災者支援・救護活動のための助成

鳥取県共同募金会災害等準備金を活用した支援

大規模災害の発生等に対応するために「災害等準備金」制度があります。

赤い羽根共同募金に寄せられた寄付金の一部を法令に基づき一定割合を「災害等準備金」として積み立てており、鳥取県内で災害が発生した際には、被災地支援における災害ボランティア活動等の支援を行います。

ボランティア団体・グループ（以下「NPO」を含む）が「ボランティア活動」で申請する場合	
支援資金	100万円以内
交付条件	●ボランティア団体・グループに対して交付する ●災害発生時から6ヶ月以内のボランティア活動を対象とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ●5名以上のボランティアによって構成されていること。 ●被災地において原則として延5日間以上のボランティア活動を行ったこと。 ●概算払い、終了時精算とする。
対象経費	●被災地におけるボランティア活動に要する交通費。 ●ボランティア活動に要する機材・工具類の購入又は借上げ。 ●ボランティア活動に要する事務消耗品等の購入。 ●車両の借上げ、ガソリン代金、有料道路通行料、駐車料金。 ●炊出し・配食の食材の購入及び機材・食器類の購入又は借上げ。 ●ボランティア保険料（ボランティア活動保険、天災危険保障プランに係る全国社会福祉協議会が定める基準額の範囲内）。 ●旅費（出発地から被災地までの交通費等）・宿泊費・食費は対象外。
活動の例示	●避難所で炊出し及び配食の活動。 ●児童・高齢者・障害者等の安否確認や関係機関への連絡。 ●救援物資の仕分け・配分及び配達。 ●高齢者・障害者等の世帯における家屋の補修等。

- 高齢者・障害者等の入浴や介護の支援、病院等への移送支援。
- 児童・高齢者・障害者等の理容・美容サービス。
- 避難場所、仮設住宅等において乳幼児の保育。
- 医師、看護師による医療相談。
- ケースワーカー、民生委員等による生活相談。
- 被災した外国人への通訳や各種の相談。

災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループが「活動拠点事務所」で申請する場合

支援資金	基準額 300 万円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループに対して交付する。 ●市町村規模もしくはそれに相当するボランティアセンター、ボランティア団体とする。 ●被災地の災害対策本部と活動拠点事務所設置について連携が取れていること。 ●災害発生時から6ヵ月以内の範囲の活動を対象とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ●概算払い、終了時精算とする。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●活動拠点用事務所の備品・機材・機器の購入又は借上げ費用。 ●活動拠点用事務所の事務用品等消耗品費の購入。 ●活動拠点用事務所の光熱水費、電話・ファクシミリ・印刷等の経費。 ●交付条件に満たないボランティア団体・グループが災害ボランティア活動を行い、ボランティアセンターとして取りまとめ支出した際の経費。 ●活動拠点用事務所の借上げ費用。
活動の例示	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動拠点の場とする。 ●広報誌や情報誌の発行等各種の情報提供の場とする。 ●ボランティアをコーディネートするための講習会や連絡調整を行う。

福祉施設が「活動拠点施設」で申請する場合

支援資金額	基準額 300 万円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設に対して交付する。 ●災害発生時から6ヵ月以内の範囲を対象とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ●公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 ●概算払い、終了時精算払いとする。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時避難所として機能するために要する機材・機器・資材購入又は借上げの経費。 ●被災地域内における福祉支援の拠点として活動するために要する機材・機器・資材購入又は借上げの経費。 ●介護福祉士、ホームヘルパー、医師、看護師等の専門職員を臨時的に雇用する経費
活動の例示	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設内で被災した児童・高齢者・障害者等に施設の機能を活用して介護・看護・保育等を行う。 ●福祉施設内で被災した児童・高齢者・障害者等に施設の機能を活用して入浴・食事

等のサービスを行う。

●福祉施設を拠点として、被災地域に介護福祉士、ホームヘルパー、医師、看護師等の専門職員を派遣して介護・看護・保育等を行う。

●福祉施設の敷地や建物をボランティア活動拠点の場とする。

社会福祉施設が「破損復旧施設」として申請する場合

支援資金額	基準額 300 万円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">●福祉施設に対して交付する。●災害発生時から6ヵ月以内の範囲を対象とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。●公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。●概算払い、終了時精算払いとする。
対象経費	<ul style="list-style-type: none">●損壊もしくは破損した建物の建て替え、応急修理に要する経費。●損傷した設備の買い替え、応急修理に要する経費。
活動の例示	<ul style="list-style-type: none">●損壊もしくは破損した建物の建て替え、応急修理を行う。●損傷した設備の買い替え、応急修理を行う。

福祉施設が「臨時避難施設」で申請する場合

支援資金額	基準額 300 万円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">●福祉施設に対して交付する。●災害発生時から6ヵ月以内の範囲を対象とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。●公費補助の対象となる場合は対象としない。●概算払い、終了時精算払いとする。●福祉施設には、デイサービスセンター、無認可保育所、児童館、小規模作業所等も対象とする。●臨時避難場所には、学校校舎、公民館、自治会集会所等の他、個人住宅も対象とする。
対象経費	●福祉施設が損壊もしくは破損し、当該福祉施設で利用者に対し、サービスを提供することが不可能となったとき、代替施設として他の建物を一時的に確保もしくは借用するための経費。
活動の例示	●福祉施設が損壊もしくは破損し、当該福祉施設で利用者に対し、サービスを提供することが不可能となったとき、代替施設として他の建物を一時的に確保もしくは借用する。

4 民間団体が助成するもの（共同募金外の助成）

赤い羽根共同募金とは別に、県内外の企業より寄付が寄せられます。そのつかいみち（目的）は寄付者の意向により助成団体の種類や、対象事業を指定する場合があります。

ちゅうおうけいば うまぬししゃかいふくしざいだんじよせい 中央競馬馬主社会福祉財団助成	
助成対象事業	【重点助成事業】 障がい児・者福祉事業、老人福祉事業、母子及び児童福祉事業 【対象事業】 備品等の購入（車両含む） 施設の設置、増改築及び修繕工事 障がい児・者、老人福祉等のため実施されるスポーツ大会の管理運営
助成対象団体	社会福祉法人、公益社団（財団）法人、特定非営利活動法人
助成額 助成割合	助成額：概ね100万円以内（助成率：総事業費の3/4以内）
募集期間	4月下旬から5月末日まで
審査結果通知	8月頃
助成事業実施期間	当年度中
留意事項	特定非営利活動法人が申請する場合は、所在する市町村社会福祉協議会の推薦状が必要

車両競技公益資金記念財団による社会福祉施設（保育所等）整備に対する助成	
助成対象	「保育所および障害者支援施設（社会福祉法人）」、保育所から移行した「こども園」、更生保護施設。 原則、完成後15年以上経過した施設が年度中に実施する補修改善工事が対象
助成額 助成割合	400万円以内（助成率：対象経費の2/3以内）
募集期間	2、3月・6月※受付は年2回あり、それぞれ約1ヶ月間です
留意事項	必要に応じ事前調査が行われます。交付決定通知を受けた団体は、期限内に誓約書と印鑑証明の提出が必要です。助成金の支払いは精算払いとなります

車両競技公益資金記念財団による高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動に対する助成	
対象となる団体	2年以上の活動実績があり、活動が継続している団体
対象となる事業例示	●高齢者や障害児者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用する調理機器の整備費 ●視覚障害児者に対する音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備事業 ●聴覚障害児者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容掲示用プロジェクターの整備事業
助成額 助成割合	5万円以上90万円以内（対象経費の9/10）
募集期間	6月・10月※受付は年2回あり、それぞれ1ヶ月間です

アサヒ飲料株式会社全社運動に連動した寄付活動による助成	
助成の目的	こども食堂の新規開設および運営基盤の強化
助成内容	運営経費（食材費・賃料・人件費・謝金・印刷費など） 設備整備（備品費・設備改修費など）
助成額	助成額 5 万円およびアサヒ飲料(株)の製品
募集期間	5月から6月頃
審査結果通知	7月頃
留意事項	助成を受けてのコメント、活動の様子の写真データの公開を求める場合があります。

プロゴルフ競技会 hitachi tours championship 寄付金助成	
助成対象施設	児童養護施設・母子生活支援施設
助成内容	施設を利用しているこどもたちの要望を反映した、こどもたちが楽しめる事業
助成額	20 万円
募集期間	6月から7月頃
審査結果通知	8月頃
留意事項	事業は該当年度中に完了すること。助成額以上の事業を実施すること。

民間団体による助成は諸事情により実施されない年度もあります。また、鳥取県内外の企業等から鳥取県の福祉支援のため寄付金を寄せられることがあります。その際は寄付金を原資に助成事業を本会ホームページにて公募しますので、適宜ご確認ください。

「こんなことに困っているのだが、助成してもらえないだろうか?」「自団体は助成対象となるのか?」など、不明な点や困りごとなどありましたら本会事務局までご相談ください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人鳥取県共同募金会

（事務局）〒689-0202 鳥取県鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内

電話：0857-59-6350 ファクシミリ：0857-59-6340

メール：akaihane@tottori-wel.or.jp

H P：https://akaihane-tottori.or.jp

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

